

鉄道近接工事に対する安全対策

- 線路に近接して足場仮設、解体工事及び山留工事の際は、貴社の資格を有する列車見張員を常置し、列車接近の際は作業を一時中断します。
- 線路に近接して足場、作業構台、仮囲い等を設置する際は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編・土木工事編)、その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切に保守管理を行います。
- 強風時は足場仮設、解体工事作業を中止します。
- 重機使用の際は、貴社の資格を有する列車見張員を常置し、列車接近の際は重機の運転及び作業を一時中断し、列車運行に支障しないよう注意します。
- 重機使用時、10分間平均風速10m/s以上の場合は、作業を中止します。
また作業責任者が危険と判断した場合は、基準値にかかわらず、直ちに作業を中止します。
- クレーンにて荷を吊り上げる際は、定格荷重を越えるものは吊り上げません。
- 使用資材は、列車妨害等に使用されないよう定められた場所に整理整頓し保管します。飛散防止として、シート、ロープ等で養生します。
- 工事廃材等が線路内に飛散しないようシート等で覆い飛散防止対策を施します。
- 線路内への飛散物・飛来物および資機材の落下がないように処置をして施工します。
- 鉄道用地及び用地境界柵を変状させないように注意して施工します。
- 線路の異常を確認するため、軌道沈下測定等について事前に打合せします。
- 東上線・越生線第〇〇号踏切道の設備・交通を支障しないように施工します。
- 工事は東上線・越生線の終列車を〇〇駅に確認したのちに着手します。
- 貴社鉄道用地内で〇〇〇〇〇する場合は、貴社鉄道主任技術者以上の資格を有するもの及び列車見張員を常時配置し、貴社の規定を順守して施工します。
- 工事中は線路内に立ち入りません。